

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法	
規制の名称	出資金の流用が行われている場合のファンドの募集等の禁止	
担当部局	金融庁企画市場局市場課	電話番号:03-3506-6000(内線:2622) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和3年7月7日	
事前評価時の想定との比較	事前評価時、ファンドの規約等において分別管理が確保されていないファンド持分を金融商品取引業者等が販売等することを禁止していたが、ファンドの規約等に分別管理についての記載がなされることの確認を求めているにとどまり、実際に分別管理が行われていることの確認まで求める規制は特段設けられていなかったため、投資者保護の観点から、規制を設けたところ、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じておらず、投資家保護は引き続き重要である。	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	金融商品取引業者等において、ファンド持分等に関し出資された金銭について、出資対象事業に充てられていないという事実を知った場合に、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いを直ちに切りやめるための体制整備の費用が発生すると見込んでいた。 ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いを行う金融商品取引業者等(第二種金融商品取引業者)は1207者(令和3年4月末時点)存在するが、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について遵守していることから、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難と考えられる。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	行政庁(国)において、金融商品取引業者等の規制の遵守状況を確認・検証するための費用が発生すると見込んでいた。 行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般についてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	規制の事前評価時、金融商品取引業者等が、ファンド持分等に関し出資された金銭について、出資対象事業に充てられていないことを知った場合に、当該ファンド持分等の自己募集・売出し、募集等の取扱いを行うことを禁止することにより、投資者の保護を図ることが可能となると考えていた。 当庁に寄せられた詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付件数だけで一概に評価するのは難しいものの、規制の導入後、当該件数は増加している状況にない(平成26年度:3172件、令和2年度:1891件。)ことを踏まえると、一定の投資者保護につながったものと考えられることから、規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、本規制の見直しによる効果のみを抜き出して定量的に把握することは困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	一定の効果があつたことが想定されるものの、その内容から、効果の金銭価値化は困難と考えられる。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	当該規制に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	当該規制の導入により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない一方、投資家被害を適切に防止に寄与したものと考えられる。よって、当該規制を継続していくことが妥当であり、本件に係る特段の見直しは不要であるとする。	
備考		